

芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案
合意形成業務委託に係る公募型提案依頼書

芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課

芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託 提案方式実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

本業務は、燃やすごみの一部を廃棄物運搬用パイプライン施設（以下「本施設」という。）に代わる「新しいごみ収集システムの計画（案）」（以下「代替収集案」という。）を策定することを目的とする。

また、代替収集案の策定のため、利用者による任意団体（ごみ収集パイプライン利用者の会。以下「利用者の会」という。）との合意形成に至るファシリテートを行うことを含んでいる。

【業務委託の背景】

ア）本市では、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域において、本施設で収集・運搬している。

本施設は、各地区の投入施設から環境処理センターまでを直径500mm の輸送管で結び、家庭から出る燃やすごみを空気流にのせて収集センター施設まで運搬する施設で、芦屋浜区域のまちづくりに合わせて昭和54年から、南芦屋浜区域では、平成10年から運用している。なお、燃やさないごみは、パイプラインではなく、車両による収集をしている。

イ）本市は、平成30年度に「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例」を制定し、本施設の運用期間を、芦屋浜区域では、平成51年（2039年）3月31日までを限度とし、同様に南芦屋浜区域は平成63年（2051年）3月31日までを限度とした。

ウ）本市は、代替収集案の策定のため、利用者の会と令和2年から協議を行っている。本年度、利害関係者間の協議において代替収集案を中立的な立場で整理し、効率的かつ建設的に合意形成を推進するため、専門的な調整役の導入を行うこととした。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

本業務の目的及び依頼内容を実現できる最適な方法を予定金額の範囲内で実施するべく、指定した内容の条件を満たしたよりよい提案を募るため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、2, 2 7 2, 7 0 0 円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは別紙のとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、メール件名「芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託」とし、環境・経済室環境施設課代表メール（kankyousyori@city.asahiya.lg.jp）宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、電子メールで参加意思表明者全員に公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2 (5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、別紙「企画提案書作成要領」を参照すること。

(5) 提出場所

〒659-0032 芦屋市浜風町 31 番 1 号

芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課

環境処理センター 2F 執務室

(6) 問合せ先

芦屋市市民生活部環境・経済室環境施設課

担当：畑

TEL：0797-32-5391

FAX：0797-22-1599

E-Mail：kankyousyori@city.ashiya.lg.jp

(7) 1次評価結果通知

1次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送付する。

また、1次評価の通過者には、併せて2次評価の時間帯を連絡する。2次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての1次評価通過者に電子メール又はFAXにより送付し、郵送する。また、通知送付後、芦屋市ホームページに1ヶ月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、参加資格確認、事前審査、1次評価及び2次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

< 2次評価まで行う場合 >

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格確認	・書類審査	参加申請書提出者	専門委員会	参加申請書提出者が参加資格を満たすかを確認する。
事前審査	・書類審査	企画提案書等提出者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。
1次評価	・企業評価 ・提案内容評価 (書類審査)	事前審査通過者	専門委員会	企画提案書に対する回答に基づき評価する。
2次評価	・提案内容評価 (面接審査) ・価格評価	1次評価上位3社	専門委員会	本市からのヒアリングに対する回答に基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異なる場合は、2次評価の点数で調整する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

- ① 1次評価から2次評価までの点数により、総合点で事業者を決定する。
- ② 配点は、企業評価1割（30点）、提案内容評価5割（150点）、価格評価4割（120点）とする。（300点×5人）

(3) 参加資格確認

① 対象

参加意思表明書提出者

② 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認します。

(4) 事前審査

① 対象

企画提案書等提出者

② 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 1次評価

① 対象

事前審査通過者

② 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 2次評価

① 対象

1次評価上位3者

② 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

- ・2次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。
- ・ヒアリングは7月4日（金）午前又は午後に、各社40分程度（目安：プレゼンテーション20分、質疑応答20分）を予定している。
- ・プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。
- ・提案説明の際、プロジェクターの使用は可能であるが、パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。
- ・出席者は、説明者を含め5人までとする。
- ・ヒアリング内容は本市で録音する。

(イ) 価格評価

(7) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

① 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合

② 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合

③ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合

④ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合

⑤ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、全選考委員評価点の総合計が満点の

60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ① 提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- ② 提出された提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ③ 最優秀提案者を本業務委託の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案書等は、本提案方式の手続における契約の相手方の候補者選定業務以外の目的では使用しない。
- ② 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案方式の結果報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
- ③ 企画提案書等は、本提案方式による選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- ④ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

芦屋市廃棄物運搬用パイプライン代替収集案合意形成業務委託

提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和7年4月17日（木）
(2) 質問受付期間	令和7年4月17日（木）から 令和7年5月 2日（金）17時まで
(3) 質問回答期限	令和7年5月16日（金）17時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和7年5月23日（金）17時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和7年5月30日（金）9時以降
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和7年5月30日（金）から 令和7年6月20日（金）17時まで
(7) 1次評価結果通知	令和7年6月27日（金）17時以降
(8) 2次評価（ヒアリング）	令和7年7月 4日（金） ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(9) 最終結果通知	令和7年7月18日（金）9時以降
(10) 契約締結予定日	令和7年7月25日（金）

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	2
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	2
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	4
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	2
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は 認証登録証明書（写）】	取得	2
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認 するため不要】	芦屋市内	4
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の 業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	6
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書 （写）】	導入	1
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	1
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業，子供を持つ従業員向け 時短制度又は中途退職女性復帰制度等 の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	1

	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
	子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
	若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	1
小 計				30
提案内容評価	提案事項を実施するに当たっての取組方針	業務の目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか		30
	実施体制	業務全体の流れ（実施フロー）及びスケジュールの的確性 実施体制の的確性 マネジメント能力、コミュニケーション能力を有する経験豊富な担当の配置 下記は、加点事項として考慮する ・建築、道路工作物等法的に精通している ・廃棄物運搬等に精通している	実施フロー又は工程表等の的確性 担当者の経歴や実績等の確認	40
	現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か	地域特性等余条件の理解度	30
	提案内容の的確性	提案内容は業務要求水準を充足しているか		10
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性	10
		独創的かつ実現性があるか	独創性・実現性	10
		実施手法は的確であるか	業務手法の妥当性	10
	資料調達力	資料等がわかりやすいか、誤字脱字が少ないか	資料の正確性	10
小 計				150
価格評価	コスト縮減努力	見積の妥当性、コスト意識		120
総 計				300

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。